



Title	カリフォルニア州における公立学校成人教育行政に関する歴史研究-1950年代前後を中心として-
Author(s)	浅田, 昇平
Citation	大阪大学教育学年報. 2003, 8, p. 29-38
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8872
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カリフォルニア州における公立学校成人教育行政に関する歴史研究 - 1950年代前後を中心として -

浅田昇平

【要旨】

1950年代までのカリフォルニア州のアダルトスクールは、公的成人教育機関として地域社会に多様なプログラムを提供してきた一方で、次の2つの特徴を持っていた。第1に、アダルトスクールは、1910年代から40年代のそれぞれの年代で、州、または連邦政府の地域政策の遂行に資するプログラムをきわめて柔軟に実施し、それは、政策遂行のための便宜的な装置と言えた。第2点目として、50年代に焦点を当てると、アダルトスクールは、学区のクラスサイズ政策の影響で「生徒集め」が必要なことから、結果として、地域社会に迎合的な内容のクラスを提供しなければならず、アダルトスクールの経営に自律性を欠いていた。その一方で、多くのクラスは教育的価値を持たないとして州議会から非難されるというジレンマの中にあっただ。このように、アダルトスクールは、きわめて複合的な役割を担っていたために、機能不全の状態にあっただと言える。成人教育機関が有効な経営を行うためには、役割ごとで独立した部局を設け、それぞれの役割が持つ性質に応じて、財源システムを含めて経営条件を整備することが必要である。

1. 本論文の課題

本論文は、筆者のカリフォルニア州におけるコミュニティカレッジを中心とした公的成人教育に関する研究の一環として位置づけられる。カリフォルニア州では、1950年代初頭からジュニアカレッジが、成人を含む地域社会のさまざまな人々を対象としたプログラムを実施してきたが、それは1970年に「コミュニティカレッジ」と改称し、名実ともに、コミュニティサービスを提供する総合的な地域教育機関として確立した。しかし、この州には、19世紀半ばからアダルトスクール（当初はイブニングスクール、1910年代にイブニングハイスクール、1950年代前後にアダルトスクールと改称）という総合的な成人教育機関が存在していたということは、日本においてそれほど知られておらず、また、研究もほとんどされてこなかった¹⁾。このアダルトスクールは、当時のジュニアカレッジが成人を対象としたプログラムを実施し始めた1950年代以降、それが州初等中等教育制度から分離する1967年まで、ジュニアカレッジと同じ中等教育学区教委によって所管されていた。この分離に際して都市部の学区を中心にアダルトスクールをジュニアカレッジに吸収させる動きが起り、現在では多くの学区（特に大規模学区）で昔日のような発展は見られない状況にある。しかし、1960年代後半に至るまでアダルトスクールがこの州の成人教育を主に担ってきたということの意義は大きく、この州の公的成人教育の研究をする上で、それは見過ごすことはできないものである。

このようなことから、本論文では、このアダルトスクールがどのような特徴を持つものであったのかを、その特徴を包括的に分析できるとと思われる1940年代以前と1950年代の2つを軸にして分析していく。

ここで、このアダルトスクールについて概略的な説明をしておく。アダルトスクールは、公立学校成人教育 (Public School Adult Education) と呼ばれる、成人を対象とした教育プログラムを実施する教育機関として位置づけられる。カリフォルニア州では、州教育委員会の監督や指導、財政援助のもとで、中等教育を所管する学区教育委員会 (市学区・統合学区・ハイスクール学区) が、それぞれの学区内のハイスクールの施設を夜間に使用して (アダルトスクール)、そこで一般成人を対象にこの成人教育プログラムを実施した。カリフォルニア州はこの公立学校成人教育の先進州で、その生徒数は1950年で94万人、1960年で100万人に達し、1930年代以降の各年代で常に全米の生徒数のおよそ3分の1を占めていたのである。また、そこで実施されるクラスは、全部で13領域にも及ぶ一般教育カリキュラムと、職業教育全般の職業教

育カリキュラムをもとにして設置され、その内容はきわめて「多様」なものであったと言える。財源は、主に州補助金と、学区教育税による学区の自主財源で運営され、その他の連邦補助金は数パーセントにとどまり、また州法で認められている授業料を実際に徴収した学区はほとんどなく、実質的にはその授業料は無料であった。

2. カリフォルニア州における公立学校成人教育の1940年代以前の発達史

カリフォルニア州においてイブニングスクールは、1856年にサンフランシスコ市学区教育委員会によって初めて設置された。1850年代は、カリフォルニア州において公教育制度が急速に整備された時期であり、イブニングスクールもこのような動きと平行して、特に都市部の学区を中心に設置されていった。当時のイブニングスクールは、昼間の学校教育を受けることができない10代前半の青少年層を主な対象に基礎学力の補充と職業訓練を行う初等教育機関として位置づけられていて、「成人」とは直接関係のない機関であった²⁾。

当時のイブニングスクールには、それへの州による直接の財政援助はなく、主に各学区の自主財源で設置、運営されていた。このイブニングスクールに州補助金の支給が初めて認められたのは、1907年の州最高裁判決によってであった。この裁判の詳細についてはここでは省略するが、この判決の結果、イブニングスクールはイブニングハイスクール（すなわち、中等教育機関）として法律上規定されるようになり、1903年に設けられた州ハイスクール基金からの州補助金の支給が認められた。そしてこれ以後、イブニングハイスクールは、中等教育を所管する学区教委によって管理、運営されていくことになった。また、5年後の1912年には、A.D.A. (Average Daily Attendance)、つまり生徒の「毎日の平均出席者数」が州補助金の算定基準として規定された。これらの行財政上の機構と制度は現在においても同様である。

1910年代においてイブニングハイスクールの役割は、当時の州（または合衆国全体）が抱えていた地域課題と結びつくことになる。その地域課題とは、この年代にカリフォルニア州に大量に流入してきた移民の問題である。当時、この州に居住していた移民の数は、1910年で586,432人、1920年で805,049人（このうち完全な非識字者はおよそ10万人弱）に上り³⁾、こうした大量の移民をいかにアメリカナイズするかが、州当局が当時抱えていた課題であった⁴⁾。このアメリカナイゼーション施策を進めていく機関として移民住宅委員会が1913年に州当局内に設置され、そしてこの機関が中心となって1915年にホームティーチャー法が制定された。この法律は、移民家庭に直接赴いて、そこで英語やアメリカの生活習慣や文化、市民としての権利や義務等について指導するホームティーチャーを、各地方学区教委が設置できることを規定したもののだが、このホームティーチャーの設置にかかる経費に対しては州からの財政援助はなく、各学区の全くの自己負担であったことから、当時の多くの地方学区教委の財政難の状況下で実際にそれを設置した学区はごく少数にとどまった。また、このホームティーチャーを含めてアメリカナイゼーション事業を実際に行う教育行政当局と移民住宅委員会との連携上の意思疎通が十分ではなかったことも指摘でき⁵⁾、1919年には移民住宅委員会の子算がほとんど補填される形で、州教育局内に移民教育部が設置されることになった。この2つの組織の統合は、アメリカナイゼーション事業を進める上で効率性を求めたものと言える。そして移民教育部は同じ年にパートタイム教育法を制定し、義務教育の第6学年修了時の英語力を持たない人たちが一定数学区に居住する場合、イブニングハイスクールにこうした人々を対象とした英語クラスを設置することを各学区に義務づけたが、この法律が対象としたのは18歳から21歳の人々であり、またこの英語クラスを各学区が実施するための補助金も規定されなかった。

このように、1910年代の州による一連のアメリカナイゼーション施策は、すべての年齢層を対象としたものではなく、また、その施策を各学区で進める上での強力な財政上の援助もなかったと言える。もっとも、都市部の比較的大規模な学区（ここでは移民の流入は特に激しかった）のイブニングハイスクールでは、すべての年齢層を対象にアメリカナイゼーションのクラスが実施されていたが、これは、上で見たように州施策の反映では決してなく、あくまでも各学区の主体性によるものであったと言える。

1910年代の州によるアメリカナイゼーション施策が実質的に遅滞する状況の中で、1921年に制定された

法律が「帰化法」であった。この法律の特記すべき点は、すべての中等教育学区に全年齢層を対象としたアメリカナイゼーションクラスの設置を義務づけるとともに（この法律によって初めて、イブニングハイスクールと成人が法律上、結びつけられた）、そのためのかなり手厚い特別補助金を支給することが規定されたことである。すなわち、アメリカナイゼーションのクラスを実施することで得られたA.D.A.（前述、毎日の平均出席者数）のうち、最初の10単位で1単位あたり120ドル、次の10単位で同90ドル、さらに次の10単位で同60ドルで、総じて30単位で1年間に2,700ドルの特別補助金を、これまでのA.D.A.1単位あたり90ドルの州補助金に加えて、各学区に支給するというものであった。これによって、アメリカナイゼーションのクラスを含めたイブニングハイスクールの事業を各学区が運営するのにかかる費用は、その3分の2から全額を州から賄われ、中には黒字になる学区もあったという⁶⁾。

この帰化法がもたらした影響は、アメリカナイゼーションを主とするイブニングハイスクールの事業がこれ以降急速に普及し、増加していったことである。それは都市部においてはもちろんだが、1910年代ではほとんど行われていなかった都市郊外や地方の学区においてもアメリカナイゼーションのクラスが数多く開設されるようになった⁷⁾。

このように1920年代においてイブニングハイスクールは、アメリカナイゼーション施策と密接に結びついたのだが、この年代の後半には、アメリカナイゼーションにとどまらない、多様な内容のクラスを提供する成人教育機関として大きく発展した。そもそもイブニングハイスクールは、少なくとも1920年代前半までは、主として移民のための機関として州教育当局では位置づけられていたのだが、各学区のイブニングハイスクールでは、アメリカナイゼーションとは別の多種多様な内容のクラスが実施されていたのである。それは、地域住民の生活課題や要望に応えたものであった。州教育当局が正式に、アメリカナイゼーション以外のクラスをイブニングハイスクールのカリキュラムの中に規定したのは、1926年に成人教育担当の州教育次長エッセル・リチャードソン（Ethel Richardson）が発表した『州成人教育計画』においてである。それは、「移民のための教育から他方面にわたる教育へと（イブニングハイスクールの）プログラムの幅を明確に広げる」ことを規定した。そしてこれ以降イブニングハイスクールのカリキュラムは実に13領域にもわたり、文字通り、多種多様な内容のクラスがそこで実施されていったのである⁸⁾。

1930年代に入って州教育当局は、20年代後半に起こった世界恐慌の中で生じた失業者を救済するため、1934年に「州緊急教育プログラム」を開始した。これは、毎月88,000ドルの連邦補助金を受けて実施されたもので、具体的には州内の各学区で行われている職業訓練や識字教育、失業者リハビリテーション、一般成人教育等のクラスの強化が図られたのであった。1935-36年度には、イブニングハイスクールの通常のクラスの登録者数とは別に、175,000人もの人々がこの緊急教育プログラムに登録したのである。

さらに1940年代前半の5年間では、国家の防衛と戦時産業に従事させることを目的とした訓練プログラムが、イブニングハイスクールを中心とした諸々の施設で実施された。これは、第2次世界大戦で太平洋が1つの主な戦場になったために、カリフォルニア州は軍事上の重要な拠点となり、またこの州には造船業や航空機産業が早くから発達していて、戦時においてそれらの需要が高まり、同州は軍需産業の中心にもなったことから、連邦政府の要請で行われたのである。具体的には、船舶や航空機の製造、農業や缶詰食料の生産に従事する訓練プログラム、基本的な軍事訓練のプログラム等が行われ、5年間で959,691人も成人がこれらのプログラムに参加し、訓練を受けた。さらにそれは、週に6日間で1日に24時間の体制で行われたのである⁹⁾。

以上、カリフォルニア州の公立学校成人教育の1940年代までの発達史を概観した。ここで特徴として言えることは、公立学校成人教育は、各時代の行政当局が持っていた課題に対処するべく実施されてきたということである。すでに触れたように、1910年代当時は、各学区がイブニングハイスクールでアメリカナイゼーション施策を進める上での十分な条件整備ができておらず、それは、各学区の自主的な取り組みに任せていた。しかし、これではその実施に学区間で格差が生じていたことから、州教育当局は1921年に帰化法を制定し、十分な特別補助金を支給することによって、すべての学区でアメリカナイゼーション事業が大規模に進められるための条件整備を行った。アメリカナイゼーションの対象が1910年代の移民から、20年代には政治的、経済的な必要性から主に一般成人や労働者へと移り変わってきたことを考えれば、この事業の必要性は20年代においても依然高く、10年代の不備を解消し、その事業を推進するための条件整

備を図ることは不可欠であったと言える。そしてこのことは結果として、後にイブニングハイスクールを「多様性」をキーワードとする成人教育機関にならしめたのであった。そしてその後、まさにこの「多様性」という言葉を隠れ蓑にして、30年代と40年代にいわば国策遂行のためのプログラムが、その都度、多額の補助金を呼び水として実施されたのである。このように、公立学校成人教育を縦の時系列で見た時、それは、行政による国民教化と国策遂行のための便宜的な手段であったと結論づけられる。

3. 1950年代における公立学校成人教育行政の運営上の諸問題

(1) 学区当局内での公立学校成人教育の位置

以下の記述は、ある学区で成人教育に従事する人物が、州教育局の会報の中に書いたものである¹⁰⁾。

「成人プログラムは、校長の身分や教員の給与、施設の使用等に関して（学校教育と）平等のパートナーとして受け入れられるべきである。（中略）教育委員や教育長、昼間の学校管理職や教員は、成人プログラムに対して尊大な態度を示しがちである。それはあたかも成人プログラムが、公立学校という家族の中で生活をさせてもらっている継子であるかのようである。」括弧内は筆者が付記

この記述が示すように、成人教育に対する教育関係者の認識は一般的に冷ややかであったと言える。この直接の原因は、学区教委が成人教育を実施するかどうかは、法律上任意規定にとどまり、また、学区教委は学校教育を本来の任務とする以上、成人教育はどうしても学区教委にとって二次的な職務にとどまってしまうためである。さらに、ほとんどのアダルトスクールは昼間のハイスクール施設を夜間に使用する形で設置されているという点で、たとえそれがハイスクールとは行政上別組織として位置づけられていたとしても、その存在感は軽くならざるを得なかった。

成人教育に対して否定的な認識を持っていたのは、教育関係者たちばかりではなく、州あるいは学区内の各種団体（納税者団体や経済団体等）や州議会議員等でもあり、彼らは、成人教育プログラムをまさに監視（watchdog）し、時にはその削減や廃止を求めてしばしば圧力をかけていたのであった。

成人教育を取り巻くこのような状況は、アダルトスクールの組織に大きな影響を及ぼしていたと言える。アダルトスクールは、管理職（校長、規模に応じてカウンセラーも）とそのほとんどがパートタイムである教員と事務職員で構成されていて、このようなスタッフの構成上、管理職はアダルトスクールの経営に唯一関わる存在として重要な役割であったと言える。しかし実際には管理職は、A.D.A.の増減によって毎年いとも簡単に変更されたのであった¹¹⁾。このことは、アダルトスクールの経営を、常に一貫性を欠いた不安定なものにさせると言える。しかもこの管理職である校長の「資質」にも、多くの問題点が指摘できる。つまり校長の中には、それまで成人教育に従事した経験がまったくない人がいたこと、そして任命の前でアダルトスクールの校長としての専門的な研修が行われることもなかったこと、校長になるための資格である「中等学校管理資格」の取得要件の中には「成人の指導経験」があげられていたが、これは大学で成人教育に関する科目を1つか2つ履修することで代替が可能であること、であった。そしてさらに、学区当局内での人事に関わって、長年にわたって学区当局のために尽くした人への報償として、他の管理職待ちとして、あるいは管理職としての経験を積ませるために、任命されることも多かった。また、給与のグレードは中等学校の校長職としては低く、昼間の中等学校の教頭や初等学校の校長と同じ程度であり、さらに学区の中には通常の教員給与に数百ドルの管理職手当を付加しただけの学区もあった。このような給与の実態やアダルトスクール経営の不安定さ（後述を参照）、夜間勤務のために、この役職に就くことを望まない者、左遷と考える者、昇進のための一過程としか考えない者も多く、モラルの面でも問題が多かったと言える¹²⁾。

このように、学区当局内での成人教育の位置づけはきわめて低く、このことは結果として、学区当局内での成人教育に関わる様々な措置や予算配分、施策に影響を及ぼしていたと言える。また、アダルトスクールにおいては、その経営上の人的整備さえまともになされていなかったのである。

(2) 学区当局の成人教育への財政政策

成人教育に対して上で見たようなスタンスを持っていた学区当局の多くは、「クラスサイズ政策」という、成人教育に独自の財政政策を実施した。これは、アダルトスクールでクラスを開設するのに必要な、あるいは次の月間でもクラスを継続して実施するのに必要な、生徒数の最少人数を基準として定めたものである。具体的に言えば、アダルトスクールでクラスを開設するにはそのクラスの受講を希望する「20人」以上の生徒数が予め必要であり、また、毎月末にすべてのクラスのそれぞれの毎回の平均出席者数を計算して、それが「14人」以上であれば翌月もそのクラスを実施できるが、14人未満であればその月限りでそのクラスは中断しなければならない、というものであった¹³⁾。つまり、各アダルトスクールの校長は、この最少人数の基準にしたがって、クラスの開設と翌月の継続を決定しなければならなかったのである。そして学区当局は各アダルトスクールでこれが実際に守られているのかどうかに関して何らかの手段で監視を行っており、いくつかの学区では、毎年度に2回、すべてのアダルトスクールに報告書を学区当局に提出させることで、基準遵守の徹底を行っていた。

このクラスサイズ政策にはどのような意味があったのか。それは、学区にとって望ましい規模の生徒数を学区内の統一基準として設けて、これによって一定額の州補助金を常に確保できるようにすることで、学区にかかる成人教育の費用を最小限にしようということであった。つまり、学区間の地域格差是正のための補正措置もなかった当時の州補助金制度においては、州補助金とは、A.D.A.、つまり毎日の平均出席者数によってのみ決定されていたので、単純にクラスの生徒数が多ければ多いほど州補助金は増加するのであった¹⁴⁾。そしてこの基準を設けておけば、生徒数が少なく学区の自主財源からの負担が必要になるクラスは効率的に排除することができるのである。実際に下の表に示されるように、この州補助金だけで成人教育にかかる費用のほとんどを充てていた学区は、一定数存在したのである。また、学区の中には、成人教育で得た州補助金の多くを学校教育への支出に補填していた学区もあった¹⁵⁾。以上のことが、1950年代当時に学区当局がとっていた成人教育政策の現実であった。

表 1951-52年度において成人教育の全支出に占める州補助金からの支出率とその学区数、比率

出所：California Department of Education Division of Instruction *A Survey of the California Public Adult Education Program, Sacramento 1953* pp.10-160のデータを計算して作成。

またここでの36という学区数は、この報告書の中でデータとして示された学区の数である。

州補助金からの支出率	学区数	学区数の比率	州補助金からの支出率	学区数	学区数の比率
0—10%台	0	0%	50—60%台	7	19.4%
10—20%台	0	0%	60—70%台	5	13.9%
20—30%台	2	5.6%	70—80%台	4	11.1%
30—40%台	3	8.3%	80—90%台	6	16.7%
40—50%台	6	16.7%	90—100%台	3	8.3%

(3) アダルトスクール経営の問題的な実態

クラスサイズ政策は、アダルトスクールの経営に大きな影響を与えたと言える。なぜなら、アダルトスクールは、常に一定程度の生徒数を確保することが要請されたからである。そして、クラスに出席することに基本的には何の義務もなく、興味や関心・意欲がなくなれば出席しなくなる成人を、いかにしてクラスに出席させ続けるかということが、アダルトスクールの最大の経営課題になった。もしこれができなければ、先に述べたように、それはアダルトスクールの縮小や廃止につながりかねないのである。

結果としてアダルトスクールは、いわば「生徒集め」のために、成人や地域社会の関心やニーズを極力反映させたクラスを多数実施していった。このようなクラスの実践例は、以下の通りである。

- ・宿題や試験、生徒が守るべき規則、入学資格等、生徒に負担となるようなものはできる限り行わない。
- ・通常のセメスターの間ずっと生徒の興味や意欲が継続するわけではなく、ドロップアウトも多いので、短期のクラスを多く設ける。また、通常のセメスターで実施するクラスにしても、毎回の授業内容が1回完結のクラス (package session) を多く設けて、興味に応じていつでも出席できるようにする。
- ・生徒のニーズや要望が高い職業教育や趣味・レクリエーションのクラスを多く設ける。
- ・自分が受講したいクラスを選んでもらう「クラス案リスト」、クラス開設のための「要望書」を学区民や諸団体に配布する。
- ・学区内の様々な団体の代表者で構成される「成人教育協議会」、学区内のそれぞれの科目に関係する団体の代表者で構成される「特定科目諮問委員会」、クラスを受講している生徒の代表者で構成される「学生審議会」を設置して、生徒や地域社会の要望やニーズを直接把握する。
- ・クラスを地域社会の団体と共同で開催する。これは、その団体に所属する人をクラスの受講者として大量に、しかも継続的に確保できるという点で有益である。また、クラスの宣伝や広報のための経費や手間も節約できる。共同開催した団体には、公共機関や商工会議所、労働組合、各業種の組合、一般会社、病院、刑務所の他、ボーイスカウト団体やペット愛好家クラブ、フォークダンス協会等、多様であった。

このように、アダルトスクールで提供されるクラスの多くは、生徒や地域の諸団体の意思によって実質的に決定されていたと言える。そして、そのクラス内容は、それらの要望やニーズの分だけ多様に設定されたのである。このことは、アダルトスクールの経営そのものが、生徒や地域社会に対してきわめて迎合的なものであったと言い換えることができる¹⁶⁾。つまり、クラーク (Burton R. Clark) が指摘しているように、アダルトスクールの経営は「特定の素人の判断」に任せられるようになっていたと言える。そしてこれが極端な場合には、専門職としての校長の判断は「顧客である団体のそれほど重要なものとは見なされない」のであった¹⁷⁾。

このことはアダルトスクールは、自らの活動の内容を決定する基本的な権限を実質的に確保できていないということを意味する。あるいはまたアダルトスクールは、校長の専門性をフルに生かした経営を行うことができているということでもある。これらのことは、先のクラスサイズ政策によって、早急に生徒として確保しやすいこれら特定の人々や団体の意思を反映せざるを得ないということに起因している。もちろんアダルトスクールは、外部の人々や団体、言い換えれば地域社会から閉じられるべきものでは決してない。しかし地域社会のその時々々の要望やニーズに振り回され、結果として、自らの首尾一貫した方針に基づいた経営を実質的に行うことができなないということは、やはり問題的な実態であると言わざるを得ないであろう。

以上のように、1950年代のアダルトスクールは、学区当局による財政政策の下で、いわば「生徒集め」のために、生徒や地域の諸団体の要望やニーズに迎合的な内容のクラスを数多く実施しなければならない状況にあった。したがって、そこで提供されるクラスは、多様であるというよりも、突発的で無計画であるという評価が適切であった。そしてアダルトスクールの経営も、外部の圧力から自律的なものではなく、一貫性を欠いたものにならざるを得なかったのである。

4. 州上院議会からの成人教育批判とその問題点

1950年代初頭に、こうした「多様」なクラスを提供するアダルトスクールの動向は非難を受けることになる。そして、いわば「教育的価値」を持っていないクラスに対して州補助金の支出を廃止することを提起した法案が、1951年と1953年の2度にわたって州議会で可決された。この動きの発端は、この後の数年のうちに州財政が悪化することが懸念されたことであり「州が責任を持つべき基本的なサービスとは何か」を調査するため、各部局で行われていた諸事業を見直す動きが議会を中心に1951年に起こり、その調査対象の1つとして成人教育が挙げられたのであった。この調査は上院に委託され、成人教育臨時委員会が上

院に設置され、1953年度議会に報告書を提出することをメドに、州内の成人教育事業の調査を開始した。そして結果的には、この報告書で提言されたことが、1953年の改定の主な内容になった。この節では、この委員会が提出した報告書をもとにして、前節で述べたことに加えてアダルトスクールはさらにどのような制約が課せられていたのかについて考察したい。

この委員会は、成人教育プログラムの「領域と費用」、「効果と利点」、そこで実施されている「さまざまな科目の必要性」等について調査し、「適切な」法律を制定するための提言を行うことをその目的とした¹⁸⁾。そして委員会は、134の地方学区の成人教育事業を実地調査したり、州内のさまざまな人々や団体にインタビューや聞き取り調査を行った。しかしこの委員会（また、上院全体も）は当初から、州財政の緊縮化に重点を置いていて、この調査によって成人教育プログラムに州補助金を支出する上での基準を設け、その基準に適用しないクラスへの州補助金を打ち切ることで、成人教育への財政支出を削減することを意図していた¹⁹⁾。そしてその「基準」を定める上での根拠とされたのが「教育的価値」であった。

以下で、この報告書について見ていく。この中で委員会は「本質的に公立学校の事業の一部かどうか、また州が実際に援助すべき領域かどうか」という観点で成人教育の諸事業について提言した、と述べている²⁰⁾。つまりこの提言の中で批判された成人教育の事業は、公費によって行われるべきものではなく、ましてや、それを州補助金の対象とすべきものでもないということであった。そして「州の援助を受ける成人教育事業は、文化的、生産的な社会の発展をその主要な目的として持たなければならない。このために州は成人に、個々の識字能力や市民性、生産能力を養成するのに必要な教育の機会を与えるために、公立学校を援助する責任を持つ」とした²¹⁾。これは、事実上、成人教育の事業を、識字教育と市民訓練、職業教育の3つに厳格に制限するものであると言えなくもない。そして、この報告書の提出に先立つ1953年4月に、上院を圧倒的多数の賛成で通過し、下院ではその内容のために大きな反対を引き起こした、成人教育に対してきわめて「制限的な法案」²²⁾でもこれと同じようなことが規定されていた。つまりこの中で示された第9700条案は、成人教育事業の目的として「個人の技量と生産性の増進」、「識字能力の向上と市民権の取得」、「ハイスクールレベルの教育水準の獲得」の3点を規定していたのである²³⁾。

これらのことから、州補助金削減の推進派である上院が、成人教育において「教育的価値」としていたものは何であったのかがイメージできる。つまり上院は成人教育事業とは教師の専門性の下で特定のカリキュラム領域に制限されるべきものであるという、伝統的な教育観の立場にあったと考えられる。しかし一方で既存の成人教育事業の擁護派であり、州教職員組合がそのバックにしていた下院は、例えば「射撃」でもそれを望む者がいれば、そのクラスを実施するべきであると言い、「成人教育のカリキュラムは、人々の生活と同じくらい広範囲なものであるべきで、生活の中で生じる人々の教育的要求を満たすものでなければならない、それは社会的・倫理的な基準によってのみ制約を受ける」という立場にあった²⁴⁾。すなわち、成人教育のカリキュラムは（社会的・倫理的な基準によってしか）制限できないものとして下院が主張していたのに対して、上院は、それに一定の制限があること、少なくとも公費によって支えられる公立学校が取り組むべき責任領域がその中に存在することを主張したのであった。

次に、この委員会の報告書でアダルトスクールの「問題」として提言された事柄を以下に挙げる²⁵⁾。

- ・天災や戦時に備えた民間防衛のためのクラス、ボランティア活動、身体教育クラス（レクリエーションやダンス等）、特定の組織や団体のみを対象としたクラスは、A.D.A.（毎日の平均出席者数）の対象としてはいけないこと
- ・アダルトスクールの校長や教員の資質の向上について検討すること
- ・工芸、フォーラムやレクチャー、バンドやオーケストラ、コーラスの実践、映画鑑賞に教育的価値があるのかを検討すること
- ・特定の私企業や他の地域公共機関を対象にした職業訓練クラスや自動車学校で行われるようなクラスを実施する責任が公立学校にあるのかを検討すること
- ・すべてのクラスに定員（出席者数の上限）を設けることについて検討すること
- ・広告費のために公費が使用されていることの是非について検討すること
- ・クラスは通常の学校施設の中で行わなければならないこと

この報告書の提言の中で「問題」として指摘されたアダルトスクールの諸々の事業はすべて、前節で述べたように、直接的にはクラスサイズ政策の影響のために、アダルトスクールが必然的に実施せざるを得なかったものである。つまり、委員会（上院）は、各学区当局でアダルトスクールが抱えている本質的な問題をまったく踏まえないままに、単に現象として表出されている（彼らにとっての）「問題の実態」を批判しているのに過ぎなかった。したがって、結果的に上院の主張が大幅にとおったこの2度の法律の改定²⁶⁾は、アダルトスクールのクラスを表面的には変化させることになったが、実態としては何の変化も起こせなかった。すなわち、2度の改定でその実施を禁止されたクラスの多くは、科目名を「教育的価値」を持つような名称に変えることで、実際には従来通り実施されたのであった。

このように、1951年から1953年にアダルトスクールは、地域社会に迎合的なクラスを実施している現状に対して「教育的価値」を持っていないとして非難された。そしてそれは、成人教育が持つ本質的な問題に基づいたものでは決してなかったにもかかわらず、実際に、成人教育の州補助金支出の規定が改定されるという実害をもたらした。つまりアダルトスクールは、一方で地域社会に迎合的な経営をすることを強いられ、また一方で、そのような経営をしていることに対して「教育的価値」を持たないとして批判されるという状態にあったのである。1950年代当時のアダルトスクールは、こうしたジレンマに苛まれていたと言える。

5. 結びにかえて

このようにアダルトスクールは、地域社会への奉仕を常に目指してきたと言える。この「地域社会への奉仕」には、次の2つの意味がある。1つ目は、州政府、そして時には連邦政府による地域政策への貢献という意味である。アダルトスクールは、1910年代、20年代、30年代、40年代のそれぞれの年代における政府の重要政策の遂行に資するプログラムをきわめて柔軟に行った。この時、公立学校成人教育とは、あたかも政策遂行のための便宜的な装置であるかのようであった。

「地域社会への奉仕」の2つ目の意味は、1950年代で見た、まさにアダルトスクールが存在する地域社会（成人や地域諸団体）に「多様」なクラスを提供したという意味での奉仕である。しかし、ここでの「奉仕」とは、地域社会の特定の人々や団体への奉仕にとどまっていたと言える。「多様性」についても然りである。クラスサイズ政策によって要請される「生徒集め」のために、生徒として取り込みやすい人々の意思を優先的に反映させてしまう、あるいはそうした人々の意思しか反映させる余裕はないということは必然的なことであった。

このように、アダルトスクールは、地域社会を基盤にして、その政治的、経済的、社会的な諸問題や教育的、職業的、文化的、レクリエーション的な諸要求に常に敏感に対応してきた。このことは、アダルトスクールはきわめて複合的な役割を担っていたということでもある。そして、先に見た上院と下院のスタンスの違いにも見られるように、アダルトスクールは、本来は両立（共存）し得ない（諸々の）役割から生じるストレスに苦しみ、結果として、組織としての統合性は失われ、そしてそれが持つ能力も拡散していた状態にあったと言えるであろう。つまり、1つの機関が多数の役割を持つということは、結局はその機能を大幅に減退させてしまうことにつながりかねない。そしてこのことは、アダルトスクールの経営に自律性が確保されていないということによってさらに促進される。しかし例えば、職業的なスキルアップや治安対策、文化・レクリエーション的な活動は、個人や地域社会全体の福祉に貢献するものであり、それは、成人教育が果たす重要な機能であることから、成人教育の持つ「多様性」自体は損なわれるべきではない。望まれるのは、1つの機関が持つ役割を専門化すること、同一機関内であれば、役割に応じて複数の独立した部局を設置することであり、この時それぞれの役割の性質に応じて、各機関あるいは1つの機関内の各部局ごとで、財源システムを含めて経営条件を整備することが必要であろう。後に、このアダルトスクールを吸収し、また、ジュニアカレッジから総合的な地域教育機関として発達したコミュニティカレッジは、これにどのような対応を見せたのだろうか。今後の研究の中で見ていきたい。

<注>

- 1) カリフォルニア州の公立学校成人教育に関する研究は、ほんの2ページの論文が1つあるだけであり、アメリカの成人教育全体の発達史の中でこの州の事例が少し触れられている程度である。また、アメリカの公立学校成人教育に関しても、これまでは、アメリカナイゼーションに関連して述べられているだけである。赤木恒雄「公立学校成人教育の成立過程—1920年代カリフォルニア州を中心として—」『教育学研究紀要』中国四国教育学会第24巻 1978年 pp.168-169、柳久雄「教化政策としての社会教育の組織化」第5章第5節『世界教育史大系18アメリカ教育』講談社 1976年 pp.112-123、山田順一「アメリカ」小堀勉編『現代社会教育Ⅲ欧米社会教育発達史』亜紀書房 1978年 pp.281-354、同「米国におけるAdult Educationの成立過程について」『日本福祉大学研究紀要』第23巻。
- 2) 実際の教育内容は各イブニングスクールによって多様であり、中等教育や成人教育のクラスを実施していた所もあった。
- 3) California State Department of Education *Thirty-First Biennial Report Sacramento* 1924 p.38.
- 4) また、メキシコからの移民であるヒスパニックはこの時期に限らず現在に至るまで慢性的にこの州に大量に流入している。彼らは貧困や失業に苦しみ、それは、治安の悪化や犯罪の温床になっている。
- 5) 例えば、教育行政当局はこの法律の立案段階で何の関与もしなかったこと、法案が議会で提案された時、教育行政当局者はその成立に終始反対したこと、が挙げられる。
Joseph.W Getsinger *the History of Adult Education in the Public Schools of California* Unpublished Ed.D.dissertation Stanford University 1948 p.81.
- 6) California State Department of Education *Thirty-First Biennial Report, op.cit.*, p.48.
- 7) 1920年時点での都市部—郊外・地方のアメリカナイゼーションのクラス数は、269—77クラスだったのが、この法律の施行された1921年で402—140クラス、1924年で669—349クラス、1927年には1,066—533クラスと急増した。
- 8) これに先立つ1924年に、州教育局内で移民教育部は、成人教育部に改組・拡充された。
- 9) Getsinger *op.cit.*, p.144.
- 10) California State Department of Education *Bureau of Adult Education Report and Proceedings of the Montecio Workshop in Adult Education* 1952 pp.80-89.
- 11) A.D.A.が100から199の単位数を持つアダルトスクールではフルタイムの2分の1の時間数のパートタイムの校長が、200から299の単位数を持つところではフルタイムの校長が任命され、以後、単位数が100増える毎にフルタイムの2分の1の時間数が加算される形で管理職員が任命されていた。
- 12) Jack London *The Career of the Public School Adult Administrator* Adult Education Autumn 1959, pp.3-10.
- 13) 最少人数の基準となる数字は、学区によって異なる。例えば、クラスの継続に必要な生徒数は、本文で示した「14人」（ロサンゼルス市学区）に限らず、実際には、13人から17人と多様であった。
- 14) 1人の生徒がクラスに1時間出席した場合、州補助金の額はおよそ17セントになる。そして例えば、クラスに14人と40人が出席した場合、州補助金の額はそれぞれ2.38ドル（17セントと14人の積算）と6.80ドル（同様）で、後者の時、学区は州補助金だけで1時間あたりの教員給与5.25ドル（ロサンゼルス市学区の教員1年目の時給）を支払い、さらに1.55ドルの利潤を得ることができる。
- 15) 例えば、1952-53年度のマデラユニオン学区とレッドブラフ市学区は、成人教育で得た州補助金収入のうち、それぞれ51.6%と61.0%を学校教育の支出に補填していた。
- 16) アダルトスクールの校長は、生徒や地域社会の要求にいかに応え、それに適したクラスと教師を提供するかが、その果たすべき重要な役割になったということが、数多くの論文で指摘されている。
- 17) Burton R.Clark *Adult Education in Transition* University of California press 1956 p.159.
- 18) California Legislature Senate *Journal Sacramento* 1951 p.3960.
- 19) 実際に、ハールバットは、この報告書で結論づけられ提言された内容は、調査結果を忠実に踏まえておらず、上院の主観的な意思に基づくものであったと述べている。
Edward V. Hurlbut *Financing Public School Adult Education in the State of California* Unpublished Ed.D.dissertation Standard University 1957 pp.9-11.
- 20) California Legislature Senate *Partial Report of the Senate Interim Committee on Adult Education Sacramento* 1953 p.238.
- 21) *Ibid.*, p.241.

- 22) Clark, *op.cit.*, p.128.
- 23) California Legislature Senate Journal, *op.cit.*, pp.1124-1125.
- 24) これは、当時のロサンゼルス市学区成人教育管理者協会会長Harold H.Storyの言葉である。
California Legislature Senate Partial Report, *op.cit.*, p.451.
- 25) *Ibid.*, pp.241-242.
- 26) 1951年の改定では、工芸に関するクラスでの生徒の出席時間数の制限、特定の団体やクラブを対象としたクラスや軍基地で行う軍事関係のクラス、純粋なレクリエーション目的のクラスの禁止、1953年の改定では、クラスの認可基準の厳格化、特定の団体や私企業を対象とした職業訓練の禁止、身体教育に関する科目の規定からレクリエーションを目的とするクラスの除外等がそれぞれ規定された。

A Historical Research on California Public School Adult Education Administration

ASADA Shohei

Adult schools had provided various classes for their community until the 1950's as public adult education organizations, but they had the following two characters. First, adult schools had provided programs which the state or the federal government needed in different periods: for Americanization, as a relief measure for the unemployed and for civil defense. Second, adult schools had provided just programs to the community because they had to recruit many students by "class-size policy" and classes were not just "various" but "uncontrolled" because some specific individuals in the community had the power to decide whether or not to hold these classes. We can also say that adult schools didn't have school autonomy. In addition, they were also criticized by the state Senate Legislature for their educational ineffectiveness. In this way, adult schools had been torn between these two demands.

Adult schools had such many roles that they were in functional disorder. It is necessary for the better management to establish different divisions for each role and to set up different management conditions including the revenue system, according to the requirements of each role.